

日本国・韓国代理店契約書

日本国・韓国代理店契約書

株式会社（以下「甲」といふ）と、
（以下「乙」といふ）とが、
（以下「本契約」といふ）を締結する。

第1条（目的）

甲は、乙に対し、（以下「商品」といふ）の日本国及び韓国代理店として指定することと、乙は、甲にその旨を承諾した。

- 日本と韓国でのマーケティング活動に関する販売
- その他、甲から受けた製品の韓国に関する販売及び日本国内でのマーケティング活動

第2条（範囲）

- 甲は、乙が本契約の範囲内で営業活動することを許す。
- 乙は、本契約の範囲内で、日本国と韓国での代理店業務を行う。
- 甲は、本契約の範囲内で乙の営業活動をサポートする。

第3条（保証書の交付）

甲は、乙が本契約の範囲内で営業活動（以下「経済活動」といふ）を行うに際し、甲・乙共に保証書（以下「保証書」といふ）を交付するものとする。

- 保証書に付し、保証書とされるもの
- 保証書に付する保証書
- 保証書の交付、甲に同意の上で指定された場所
- 保証書に付し、甲・乙共に本契約の範囲、本一辺の情報を第三者に開示、複製または使用しないものとする

第4条（変更）

本国内と韓国内代理店を乙が営業活動により変更する場合は、事前に乙は甲に通知し、甲の承認を得なければならない。

第5条（履行地の範囲）

甲・乙は、本契約の範囲内での営業活動（以下「経済活動」といふ）を行うに際し、甲・乙共に保証書（以下「保証書」といふ）を交付するものとする。

第6条（事故発生時）

甲の製品の引渡し後、保証書・品質書の付添または入替があった場合、もしくはその他の事由により甲の製品が損傷した場合は、甲が保証書に定められた方法を従事する。

第7条（代理店の売却）

本契約の範囲内での営業活動（以下「経済活動」といふ）を行うに際し、甲・乙共に保証書（以下「保証書」といふ）を交付するものとする。甲・乙は、本契約の範囲内での営業活動（以下「経済活動」といふ）を行うに際し、甲・乙共に保証書（以下「保証書」といふ）を交付するものとする。

第8条（保証書の範囲）

甲は、乙が保証書があるとき、保証書に定められた事項を遵守しなければならない。

第9条（保証書の利益喪失）

甲・乙以下、本契約の範囲内での営業活動（以下「経済活動」といふ）を行うに際し、甲・乙共に保証書（以下「保証書」といふ）を交付するものとする。



日本国・韓国代理店契約書

株式会社 シンエイジャパン（以下「甲」という）は、濱田商事（以下「乙」という）に対し、甲が総販売元であるクラスワンシリーズを日本国と韓国での営業及び卸売のについて、甲は乙との韓国代理店契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（目的）

甲は乙に対し次の商品（以下「商品」という）の日本国及び韓国代理店として卸売りすることで、乙はこれを受託した。

- (1) 日本と韓国でのクラスワンシリーズ販売に関わる販売
- (2) その他、甲から受けた製品の韓国に関わる販売及び日本国内での販路拡大販売。

第2条（業務）

前条における甲乙の総代理店事業範囲は次のとおりである。

- (1) 乙は甲より商品購入し、日本国と韓国での代理店事業を行う。
- (2) 甲は各製品の情報提供と乙の販売促進をバックアップする。

第3条（秘密保持契約）

次に示される甲・乙の秘密情報(以下「秘密情報」という)について、甲・乙共に許可なく、いかなる方法をもってしても、開示、漏洩しないこととする。

- (1) 業務に関し秘密とされた情報
- (2) 顧客に関する情報
- (3) 以上の外、特に秘密として指定された情報
- (4) 秘密情報については、本契約破棄後においても甲・乙共に本契約に関わる一切の情報を第三者に開示、漏洩または使用しないものとする。

第4条（変更）

日本国内と韓国内代理店を乙が諸事情により変更する場合、事前に乙は甲に届け出をする事とする。

第5条（履行不能の処理）

甲及び乙は、天災地変その他の事由により、本契約履行不能の事態が発生し、又はそのおそれのある場合は、延滞なく相手方に通知し、双方誠意をもってこの契約の履行に努めるものとする。

第6条（事故処理）

甲の商品の引渡し後、荷姿・品質等の相違または欠陥があったとき、もしくはその他の事故が生じた時には、甲乙が協議して対処方法を決定する。

第7条（代金の支払）

本契約の代金支払いはTelegramTransfer(TT)で行い、甲の指定口座に乙が振込むものとし、商品の価格については都度、ロットも含め甲乙取り決めの上、算出するものとする。

乙の希望により日本国内での支払いとした場合、別途取り決めにより乙は甲に対し支払いをするものとする。

第8条（報告義務）

甲は、乙の求めがあるときは、商品に関する情報をすみやかに報告しなければならない。

第9条（期限の利益喪失）

甲乙以下の各号のいずれかに該当する場合には、甲乙は期限の利益を失い、債務など生じている場合その全額を直ちに相手方に支払わなければならない。

- ① 本契約及び、これに基づく約定に違反したとき。
- ② 他から仮差押え、仮処分、強制執行、競売等の申し立てを受け、公租公課の滞納処分を受けたとき。但し、信用状態の悪化に伴うものに限る。
- ③ 破産、再生手続、会社整理、会社更生手続の申し立てを受け、または自らこれらの申し立てをしたとき。
- ④ 自ら振出し、または引き受けた手形もしくは小切手につき不渡り処分を受けるなど、支払い停止状態に至ったとき。
- ⑤ 銀行取引停止処分を受けたとき。
- ⑥ 相手方の信用を失わせ、損害を与えるような行為をしたとき。
- ⑦ 経営状態が悪化する等、相手方において取引を継続しがたい相当の事由があるとき。
- ⑧ 反社会的組織に属し、もしくは反社会的行為を行ったとき。

第10条 (合意管轄)

本契約に関して訴訟の必要が生じた場合には、大阪地方裁判所を第一審管轄裁判所とする。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通作成し、各自記名捺印の上、各1通を保有する。

令和3年2月吉日

甲：
大阪府大東市新田西町1番10号
株式会社 シンエイジャパン
代表取締役 今西 忠雄



乙：

京都府京都市伏見区深草柴田屋敷町3番地
伽羅コート伏見108号
濱田商事 張源浩

